

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【公表番号】特表2013-523333(P2013-523333A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-503807(P2013-503807)

【国際特許分類】

A 6 1 B 10/02 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 B 8/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 10/00 1 0 3 B

A 6 1 B 1/00 3 3 4 D

A 6 1 B 8/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月28日(2014.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カニューレルーメンを形成するカニューレ壁を有する細長い管状カニューレと、長側面及び短側面を有する、前記カニューレの傾斜した遠位端と、前記カニューレ壁を貫き、前記カニューレルーメンに開口した切り込みと、を備え、

前記カニューレルーメンは前記カニューレを長手方向に貫いて伸びており、

前記切り込みは、前記カニューレの傾斜した遠位端の近位側に隣接して配置されて、傾斜端の前記長側面と一直線上に整列する長手方向線を概ね中心とし且つ傾斜端の前記短側面の反対側にあり、

前記切り込みは、前記カニューレ壁の一部によって形成される遠位縁を有し、前記遠位縁は前記切り込みの最遠位端から近位方向に伸びるように構成されて、遠位縁中央部が、前記切り込みの概ね長手方向の側面に続いている縁端部の近位側に配置されており、

前記遠位縁が、近位方向に向いている刃先を有するようにされた、組織サンプル抽出針装置。

【請求項2】

前記カニューレルーメンを通して配置され、前記カニューレルーメンの実質的に全断面領域を、少なくとも前記カニューレルーメンの長手方向の部分において占めるスタイルットであって、前記スタイルットの遠位端が、前記カニューレの傾斜した遠位端と実質的に同一平面上で整列するように傾斜している、スタイルットをさらに備える、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記カニューレは、約0.9mm(約0.037インチ)の内径を有する19ゲージの針を備え、前記切り込みは、前記カニューレの外周の約半分を占めるようにされた、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記切り込みの近位端から前記遠位縁中央部までの前記切り込みの外周方向中央での長手方向の長さが約4mm(約0.16インチ)である、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記遠位縁中央部が、前記切り込みの最遠位端から長手方向で約0.6mm(約0.025インチ)のところに配置されている、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記切り込みの前記遠位縁と前記概ね長手方向の側面との間の移行曲面部が約0.05mm(0.002インチ)の曲率半径を有する、請求項5に記載の装置。

【請求項7】

前記切り込みに隣接し前記切り込みの近位側に配置されるエコー源性表面特徴のパターンを更に備える、請求項1に記載の装置。

【請求項8】

前記エコー源性表面特徴が、前記カニューレ壁の複数のくぼみからなる、請求項7に記載の装置。

【請求項9】

前記カニューレが、経口手術可視化装置のワーキングチャネルを貫く通路に対して十分な柔軟性があるように構成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項10】

前記カニューレの遠位端の付近に前記切り込みに長手方向及び横断方向で隣接しているエコー源性表面特徴のパターンを更に備える、請求項1に記載の装置。

【請求項11】

前記切り込みのすぐそばに配置され、前記切り込みと同一平面にあるエコー源性表面特徴のパターンを更に備える、請求項10に記載の装置。

【請求項12】

前記カニューレは、19ゲージ針、22ゲージ針或いは、25ゲージ針のうちの選択された1つからなり、前記切り込みは前記カニューレの外周の約半分を占めている、請求項1に記載の装置。

【請求項13】

前記縁端部は、前記カニューレの応力を緩和するように構成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項14】

19ゲージほどは大きくないサイズの柔軟性のある細長い管状カニューレであって、近位の吸引源と連通するように構成されたカニューレルーメンを形成するカニューレ壁を有し、前記カニューレルーメンが前記カニューレを長手方向に貫いて伸びる細長い管状カニューレと、

長側面及び短側面を有する、前記カニューレの傾斜した遠位端と

前記カニューレ壁を貫き、前記カニューレルーメンに開口した切り込みと、  
を備え、

前記切り込みは、前記カニューレの傾斜した遠位端の近位側に隣接して配置されて、傾斜端の前記長側面と一直線上に整列する長手方向線を概ね中心とし且つ傾斜端の前記短側面の反対側にあり、

前記切り込みが、前記カニューレ壁の近位方向に向いている部分によって形成される刃先を有するようにされた、切り込みのある吸引生検針。

【請求項15】

前記カニューレルーメンを通して配置され、前記カニューレルーメンの実質的に全断面領域を、少なくとも前記カニューレルーメンの長手方向の部分において占めるスタイルットであって、前記スタイルットの遠位端が、前記カニューレの傾斜した遠位端と実質的に同一平面上で整列するように傾斜して、組織を貫通する遠位先端を提供するように構成された、請求項14に記載の針。

【請求項16】

前記カニューレが、経口手術可視化装置のワーキングチャネルを貫く通路に対して十分な柔軟性のあるように構成されている、請求項1\_4に記載の針。

【請求項 1\_7】

前記切り込みに隣接し前記切り込みの近位側に配置されるエコー源性表面特徴のパターンを更に備える、請求項1\_4記載の針。